

新潟市告示第 5 0 1 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 8 月 2 6 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長( m )
県道	島見濁川線	新潟市北区名目所二丁目 1772 番 1 地先から 新潟市北区名目所一丁目 571 番地先まで	前	9.0 ~ 13.0	331.4
			後	9.4 ~ 46.7	334.0